

31 居宅訪問型児童発達支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定 単位
種類	項目									
65	1111	居児発	居宅訪問型児童発達支援給付費 1,035 単位	通所支援 計画が作成されない 場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	1,035	1日につき		
65	1112	居児発・拘束減					1,030			
65	1113	居児発・未計画1					725			
65	1114	居児発・未計画1・拘束減					720			
65	1115	居児発・未計画2			3月以上連続して減算の場合 × 50%		518			
65	1116	居児発・未計画2・拘束減					513			
65	1117	居児発・専門職員			専門職員が支援を行う場合 679 単位加算		身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算		1,714	
65	1118	居児発・専門職員・拘束減							1,709	
65	1119	居児発・専門職員・未計画1			通所支援 計画が作成されない 場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%	身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算		1,200	
65	1120	居児発・専門職員・未計画1・拘束減							1,195	
65	1121	居児発・専門職員・未計画2				3月以上連続して減算の場合 × 50%			857	
65	1122	居児発・専門職員・未計画2・拘束減							852	
65	ZZ01	令和3年9月30日までの上乗せ分(居児発)	新型コロナウイルス感染症への対応					単位加算	1月につき	
65	Z001	居児発身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算			5 単位減算		-5	1日につき	
65	6770	居児発特別地域加算	特別地域加算			単位加算		1回につき		
65	6470	居児発通所施設移行支援加算	通所施設移行支援加算			500 単位加算	500	1月につき		
65	5370	居児発上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算			150 単位加算	150	月1回限度		
65	6621	居児発処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位加算			1月につき		
65	6616	居児発処遇改善加算Ⅱ			単位加算					
65	6596	居児発処遇改善加算Ⅲ			単位加算					
65	6601	居児発処遇改善加算Ⅳ			単位加算					
65	6606	居児発処遇改善加算Ⅴ			単位加算					
65	6611	居児発処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算		単位加算					
65	6771	居児発特定処遇改善加算			福祉・介護職員等特定処遇改善加算			単位加算		

(児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき))

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成	算定		
種類	項目							単位数	単位		
65	9111	居児発・責欠1	居宅訪問型児童発達支援給付費	1,035 単位		児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない	減算が適用される月から4 月目まで × 70%		725	1日につき	
65	9112	居児発・責欠1・拘束減					身体拘束廃止未実施減算	5 単位減算	720		
65	9117	居児発・責欠2					5月以上連続して減算の場合 × 50%		518		
65	9118	居児発・責欠2・拘束減					身体拘束廃止未実施減算	5 単位減算	513		
65	9123	居児発・専門職員・責欠1	専門職員が支援を行う場合	679 単位加算	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない		減算が適用される月から4 月目まで × 70%		1,200		
65	9124	居児発・専門職員・責欠1・拘束減						身体拘束廃止未実施減算	5 単位減算		1,195
65	9129	居児発・専門職員・責欠2						5月以上連続して減算の場合 × 50%			857
65	9130	居児発・専門職員・責欠2・拘束減						身体拘束廃止未実施減算	5 単位減算		852